

日立市老人福祉センター設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日立市老人福祉センター設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年12月5日提出

日立市長 小川 春 樹

(提案説明)

施設の老朽化等に伴い、日立市金沢老人福祉センターを廃止するため、本条例を制定するものであります。

日立市老人福祉センター設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例

日立市老人福祉センター設置及び管理等に関する条例（昭和44年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

日立市金沢老人福祉センター	日立市東金沢町1丁目22番33号
日立市本宮老人福祉センター	日立市本宮町3丁目5番1号

を

」

「

日立市本宮老人福祉センター	日立市本宮町3丁目5番1号
---------------	---------------

に

」

改める。

第6条第2項中「、日立市金沢老人福祉センター」を削り、「金沢老人福祉センター等」を「本宮老人福祉センター等」に改める。

第8条及び第15条中「金沢老人福祉センター等」を「本宮老人福祉センター等」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。